

## 神戸学院大学研究データポリシーの補足・解説

2025年12月18日

### 1. 目的

神戸学院大学（以下「本学」という。）は、「真理愛好・個性尊重」という建学の精神に則り、研究活動を通じて、真摯かつ誠実に真理を探求し、学問研究と社会の発展並びに持続可能な地球環境の維持に貢献することを目指している。本学は、研究活動によって得られた成果を蓄積し、更なる学術研究の発展と社会へ還元を進めるにあたり、学術研究の過程で得られる研究データの管理・公開・利活用についての原則を以下のとおり定める。

本ポリシーは、建学の精神の理念をもとに策定するものである。

### 2. 研究データの定義

本ポリシーが対象とする研究データは、研究者によって本学の研究活動を通じて収集または生成されたデータのことを指し、デジタル・非デジタルを問わない。

- (1) 本ポリシーが対象とする研究データは、本学の研究活動の過程において生じたあらゆるデータを指し、データの形式や形態、媒体などは問わない。また、それらを解析または加工して作成したデータ、それらのデータの記録、説明用の資料・試料等も含まれる。
- (2) 研究活動で取り扱うデータは、「観測データ」、「試験データ」、「調査データ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「標本」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」等、多様に含まれる。
- (3) 本ポリシーが対象とする研究者とは、本学の教員および研究員、並びに本学の事務職員、大学院学生、研究生および学部学生のうち、継続的又は一時的に研究活動に従事する者をいう。また、他機関(大学、民間企業、その他機関)に所属する研究者等との共同研究等を本学において実施する場合、他機関に所属する研究者等を、それらの者が所属する機関との協議の上、本ポリシーにおける「研究者」に含むことができる。
- (4) 学内の研究者の研究データだけでなく、学外の研究者が、共同研究、施設利用、学術講演会、公開講座等、本学における研究活動を通して収集または生成したデータも含まれる。
- (5) 研究者が、以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、本学

在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。ただし、法令や契約等により、本学での管理・保存・公開に制約がある場合はこの限りではない。

- (6) 研究データは、「神戸学院大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」やその他関連諸規則等に基づいて、適切に保有する必要がある。  
なお、各研究分野の特性や研究データの性質、研究の実施体制等により取り扱うデータが異なると考えられることから、それらを考慮し、各部局等において詳細な具体例を示すことが望ましい。

※ 本ポリシーが対象とする研究データには、学生が教育活動の目的で収集または生成したデータは含まれない。

### 3. 研究データの管理・公開・利活用

収集または生成した研究データの管理、公開および利活用は、研究者によって、それぞれの研究分野における特性を踏まえた上で、関連する法令および学内規則等、その他これに準じて成される。

研究データを収集または生成した研究者は、それをどのように管理し、公開し、利活用に供するかについて決定することが求められる。ただし、その決定は、法令および学内規則等、他機関等との契約等によって別段の定めがある場合にはその定めの範囲にとどまるべきことはもとより、当該データについて第三者が権利や法的利害を持つ場合（例えば、データが第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合）や、安全保障の観点からその流通が規制されている場合（「外国為替および外国貿易法」の輸出規制対象情報等）には、それらに抵触してはならないという制約を受ける。

研究活動において生成されるデータの管理は、研究成果の信頼性、透明性および再現性を担保するために不可欠な要素である。本学では、研究不正の防止、研究成果の有効活用、そして社会的信頼の確保を目的として、研究データの適切な管理を推進する。研究データの公開は、研究の透明性と再現性の向上、および社会への説明責任の遂行に資する重要な取り組みである。本学では、研究活動から生成されたデータの積極的な公開を推奨し、広く社会に開かれた学術研究環境の構築を目指す。研究データの利活用とは、研究活動によって生成されたデータを単に保存するだけでなく、教育・共同研究・産業応用など多様な形で活用することを指す。本学では、研究成果の最大化、新たな知見の創出、そして社会への貢献を目的として、研究データの利活用を積極的に推進する。

#### 4. 研究者の役割

研究者は、法令や関係する学内外の規則等を遵守し、それぞれの研究分野における特性をふまえ、研究データを適切に管理し、特段の定めがある場合を除き、他の者の権利および法的利益を害さない範囲内において可能な限り公開し、その利活用を促進する。

研究者は、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限り、それを公開し、利活用を促進する。

- (1) 研究者は、「神戸学院大学研究倫理綱領」に謳われている研究倫理を遵守するとともに、研究データについて、適切に管理・保存し、可能な限り公開する。
- (2) 研究データを公開対象とするかどうかの判断は、主に当該の研究データを公開することが当該分野における研究推進や社会の発展に資するかどうかを基準に、研究者等が自ら判断するものとする。

- ※ 研究者は、異動、退職（退学含む）または卒業する場合、その管理する研究データの取扱いをあらかじめ決めなければならない。不測の場合、本学と協議の上、研究データの管理権限を含め、全ての権限が本学に譲渡することのほか、当該研究を引き継ぐ本学の研究者がいる場合に管理権限を引き継ぐことができる。
- ※ 本ポリシーでは、前述の法令、学内規則等や他機関等との契約等の定めの範囲内において研究者は適切に研究データを管理するとともに、オープン・アンド・クローズ戦略\*1に基づき、必要に応じて DMP（データマネジメントプラン）を策定するとともに、公開可能なデータについては可能な限り公開することで利活用を促し、学術研究の発展と社会への還元を進めることを目指す。
- ※ 公開する研究データには、正確性・完全性・追跡可能性等を担保することが求められる。信頼性のない研究データを利用した論文は撤回を余儀なくされることにもなるため、不用意・不適切な研究データの公開は、本学および研究者の信用を損なうことにもつながりかねない。研究者は、研究データの公開にあたり、当該研究データの信頼性を確保するよう努めなければならない。
- ※ 公開に問題がないと判断された研究データを公開する際には、可能な限り「FAIR 原則\*2」に則って公開することが望ましい。FAIR とは、「Findable（見つけられる）、 Accessible（アクセスできる）、 Interoperable（相互運用できる）、 Reusable（再利用できる）」の略であり、FAIR 原則は現在オープンサイエンス推進にあたり、最低限でありながら広範囲に通用する原則として広く承認されている。
- ※ 研究成果の社会実装やさらなる研究推進のために、知的財産として法的な保護が必要な研究データも存在する。研究データを公開する際には、オープン・アンド・クローズ戦略に基づき公開の可否を適切に判断する必要がある。

\*<sup>1</sup> 「研究データにおけるオープン・アンド・クローズド戦略とは、研究データの特性から公開するものと非公開とするものとに分けて進める戦略のこと。」

出典) 大学 ICT 推進協議会

『大学における研究データポリシー策定のためのガイドライン』(2021年7月1日)

\*<sup>2</sup> FAIR原則「Findable(見つけられる)、Accessible(アクセスできる)、Interoperable(相互運用できる)、Reusable(再利用できる)」の略で、データ公開の適切な実施方法を示す原則」

出典) <https://biosciencedbc.jp/about-us/report/fair-data-principle/>

## 5. 大学の役割

本学は、研究者による研究活動の自発性および自律性並びに多様性を尊重し、研究データの管理および公開、および利活用の推進を支援する環境を整備する。

本学は、研究者等が収集または生成した研究データを、適切に管理・保存・公開して利活用できるよう、以下の支援等ならびに研究データの管理・保存・公開の環境を整備する。

研究者が適切な研究データの管理を実現するために必要な具体的な支援として、以下のようなテーマが考えられる。

- (1) 適切に研究データを管理するための保存基盤を整備する。
- (2) 研究データ管理計画等、研究データの管理に関する計画や行動を支援する。
- (3) 研究データを公開するための機関リポジトリ等を整備する。
- (4) 本ポリシーに基づき公開する研究データのメタデータ作成を支援する。
- (5) 研究データの管理、公開および利活用に際して、留意すべきことをガイドラインや実施要項等として定める。
- (6) 研究データの管理、公開および利活用の推進のための啓発および活動を支援する。

## 6. ポリシーの見直し

本ポリシーは、社会情勢や学術環境等の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

ポリシーおよび本解説資料は、社会情勢や周辺環境の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

以上